

令和2年度意見第4号

令和2年6月22日

法務大臣

三好 雅子 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年6月12日付で、株式会社リンクス 代表取締役 野田 貴より提出された新技術等実証に関する計画に対する法務大臣の見解（令和2年6月19日法務省民制 第69号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和2年度意見第5号

令和2年6月22日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年6月12日付で、株式会社リンクス 代表取締役 野田 貴より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（令和2年6月18日20200616情第4号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）